120659	瀬川　浩二	120660	中山　直之
120661	渡邉　朝生	120662	大久保順子
120663	浅野　裕司	120664	野口　貴俊
120665	藤田　佳世	120666	村田　克也
120667	栗原　　隆	120668	川上　　陽
120669	田幡　和明	120670	八木　伸二
120671	羽鳥　佑一	120672	西野　正憲
120673	小高　忠裕	120674	佐藤　大輔
120675	坂井　隆之	120676	中澤　正和
120677	前橋　明朗	120678	冨沢　尚史
120679	酒井　健一	120680	輪倉　成則
120681	谷　　孝浩	120682	松下　和樹
120683	石﨑　琴子	120684	尾崎　　敦
120685	濵村　俊介	120686	安川　里誉
120687	中山　朋哉	120688	八田　朋敬
120689	菱川　勝司	120690	福田　大揮
120691	土肥　栄太	120692	高岡　侑毅
120693	藤田久美子	120694	福本　拓矢
120695	河合　利紀	120696	森本　昌利
120697	田中　新史	120698	阪田　健司
120699	大田　一郎	120700	加茂　敏充
120701	森山潤一朗	120702	岸川　直隆
120703	田原　　直	120704	田川　勝康
120705	川崎　覚史	120706	石川　勝彦
120707	岩田　好文	120708	白木　智巳
120709	本城　久典	120710	村田　徹雄
120711	桂田　隆史	120712	久保田　智
120713	市田　知史	120714	橋本　裕史
120715	黒田　朱美	120716	青木　芳雄
120717	岩崎　恭男	120718	篠田　欣一
120719	苅田　義弘	120720	藤原　有希 （芦田　有希）
120721	前田　夕湖	120722	谷口　昌史
120723	久保田　武	120724	舩木　俊晴
120725	三輪　三郎	120726	井上　功大
120727	五十嵐真司	120728	戸田　浩二
120729	大橋　一寛	120730	湯下　和真
120731	中嵜ゆか里	120732	早川　光志
120733	日山光一郎	120734	酒井　英昭
120735	中村　佳央	120736	徂徠　有倫
120737	花田　純子	120738	塚本　幸徳
120739	大坪　義隆	120740	梅澤　和伸
120741	渡邉　正彰	120742	山本　正幸
120743	井上　春海	120744	清水　　彰
120745	市田　　勝	120746	清平　秀幸
120747	小山えり奈	120748	武田　弘明
120749	稲澤　幹夫	120750	近藤　浩二
120751	鈴木　里英	120752	淺井　陽太
120753	和田　恭併	120754	石垣　貴久
120755	日比　孝昭	120756	今村　美佳
120757	㟢岡　通長	120758	杉本　貴浩
120759	吉見　　顕	120760	竹内みほ子
120761	片㟢　年久	120762	佐野　雅志
120763	苗村　　眞	120764	八木　敏文
120765	梅原　岳人	120766	杉浦　大貴
120767	野末　和彦	120768	吉田　　稔
120769	市川　敏行	120770	白井　栄一
120771	浅井　伸也	120772	塚本　講平
120773	黒古美智子	120774	齋尾　裕史
120775	今村　利明	120776	坂下　太一
120777	堀部　聡子	120778	藤原　美恵
120779	髙盛　大輔	120780	神藤　敦美
120781	奥田　祥二	120782	松重　光俊
120783	河野　義法	120784	半本　郁子
120785	廣瀬　博山	120786	坂平　達哉
120787	橋本　広明	120788	長谷部　圭
120789	本元　和実	120790	大澤　久志
120791	田中　秀博	120792	工藤　章義
120793	塚原　　喬	120794	鹿島　徹子
120795	松本　浩典	120796	宮﨑　智之
120797	中野　佑一	120798	浅本　卓郎
120799	箕田　貢介	120800	㟢生　昭徳
120801	東　　香織	120802	林田俊平太
120803	弐久　国壽	120804	戸江　千枝
120805	藤　　真吾	120806	藤井　陽介
120807	渡邊　龍一	120808	木村　祐之
120809	藤鳥　　司	120810	小田　竜一
120811	川路　卓朗		

地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第38条の９第１項において準用する同法第14条第４項の規定に基づき、役員の退任及び就任について次のとおり公告する。

平成 24 年４月 10 日

地方公務員共済組合連合会
理事長　板倉　敏和

平成24年３月23日付

退任

理事長　河野　　栄

平成24年３月24日付

就任

理事長　板倉　敏和

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則制定公告

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第百五十二号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十四年三月十五日

日本弁護士連合会

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則

（平成二十四年三月十五日規則第百五十二号）

（目的）

第一条　この規則は、次に掲げる事項を目的とする。

一　日本国憲法が規定する基本的人権の尊重及び両性の本質的平等を基本的理念として、我が国が女性差別撤廃条約の締約国であることに鑑み、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）及び会員（弁護士である会員、外国特別会員、準会員及び特別会員をいう。以下同じ。）が性別による差別的取扱いをすることを防止し、もって、男女が対等な構成員として、法曹界のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保すること。

二　セクシュアル・ハラスメントが日本国憲法に規定する両性の本質的平等にもとり、基本的人権を侵害する行為であることに及び会員によるセクシュアル・ハラスメントがその態様により会員の品位を失うべき非行に該当し得ることに鑑み、弁護士としての職務その他一切の活動に関連してセクシュアル・ハラスメントが行われることを防止し、もって、職場の良好な環境及び本会の信用を維持し、並びに会員の品位を確保すること。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　性別による差別的取扱い　会員の事務所における活動、本会、弁護士会及び弁護士会連合会における会務活動その他の職務等に関する一切の活動において行われる生物学的又は社会的な性差を理由とする差別的取扱いをいう。

二　セクシュアル・ハラスメント　会員の事務所における活動、本会、弁護士会及び弁護士会連合会における会務活動その他の職務等に関する一切の活動において、他人に不快感を感じさせる性的な言動をいう。

（性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談）

第三条　会員から性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント（以下「差別的取扱い等」という。）を受けた会員、司法修習生、会員の事務所で研修中の者、本会、弁護士会、弁護士会連合会若しくは会員の事務所に勤務する者（これらの者になろうとする者又はこれらの者であった者を含む。）、依頼者又は相談者は、本会に対し、苦情又は相談（以下「苦情相談」という。）を申し出ることができる。

２　前項に規定する苦情相談の申出をすることができる者は、差別的取扱い等を拒否し、又は差別的取扱い等に対して抗議したこと、差別的取扱い等に関する苦情相談を申し出たことを理由として差別的取扱いをしたこと又は第七条第二項に規定する相談員による事情聴取若しくは第八条第二項に規定する調査委員会による調査に協力をしたことにより、いかなる不利益も受けない。

（差別的取扱い等の防止に関する措置）

第四条　本会は、会員による差別的取扱い等を未然に防止するため、次に掲げる措置を行う。

一　差別的取扱い等の防止に関する指針の作成及び周知

二　前条第一項に規定する苦情相談の申出をすることができる者が差別的取扱い等を拒否し、又は差別的取扱い等に対して抗議したこと、差別的取扱い等に関する苦情相談を申し出たことを理由として差別的取扱いをしたこと又は第七条第二項に規定する相談員による事情聴取若しくは第八条第二項に規定する調査委員会による調査に協力をしたことにより、不利益を受けないようにするための措置